

広島県告示第四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十一年広島県告示第七号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・三二九号東雲大州線及び三・三・三一五号駅前大州線

三 事業施行期間

平成二十一年一月五日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成二十一年広島県告示第七号の事業地のうち、広島市南区上東雲町を削り、南区大州一丁目及び南蟹屋一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成二十一年広島県告示第七号の事業地に広島市南区上東雲町、大州一丁目及び南蟹屋一丁目地内を加える。